

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟（札幌地裁）で提出された書面です。

平成31年（ワ）第267号 損害賠償請求事件

原告 原告番号1ないし6

被告 国

証拠説明書7（甲A号証）

－第6準備書面に対応する証拠について－

2020年2月28日

札幌地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 加 藤 丈 晴

同 弁護士 綱 森 史 泰

同 弁護士 須 田 布 美 子

同 弁護士 皆 川 洋 美

同 弁護士 上 田 文 雄

同 弁護士 林 拓 哉

同 弁護士 高 橋 友 佑

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 245	論文「再婚禁止期間 と夫婦同氏制に関 する最高裁大法廷 の判断」法律のひろ ば69巻4号	写し	2016年 4月	尾島明	<p>裁判所が特定の法令の規定について違憲審査権を行使するに当たっては、まず当該法令の規定の規範内容を確定することが前提となるとされていること。</p> <p>最判において、「婚姻をするについての自由が憲法24条1項の規定の趣旨に照らし十分尊重されるべきものであること」からすると、婚姻に関する法律の規定が憲法14条1項に違反しないとされたとしても、更に憲法24条2項に違反しないかどうかを審理しなければならないと解されること。</p>
甲A 246	書籍『最高裁判所判 例解説民事篇平成 27年度(下)』(抄 本)	写し	2018年 6月1日	畑佳秀	<p>氏に関する利益のよう「に一定の法制度を前提とする利益」については、前提となる法制度を定めた下位法の内容をも含めた検討が必要となる場合には、そこには「憲法上の人権の内容が何故下位法の解釈により決せられるのかについて素朴な疑問を生じよう」(737頁)とされていることなど。</p>
甲A 247	論文「同性婚の相手 方を配偶者と認め ない連邦法の規定 と合衆国憲法」藤倉 皓一郎・小杉文夫編 『衆議のかたち2』 所収	写し	2017年 7月7日	尾島明	<p>アメリカ最高裁の2013年のWindsor判決で違憲無効とされた婚姻防衛法3条の文言等。</p>
甲A 248	「ヨーロッパにお ける同性婚の導入 と養子法の問題」名 古屋大学法制論集 281号	写し	2019年 3月	ダグマ・ケス ター＝バルチ ェン著(床谷 文雄訳)	<p>近年において婚姻を男女間の結合に限定するための改正がなされた東欧諸国(ラトビア共和国、クロアチア共和国、スロバキア共和国)の憲法の文言等。</p>

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 249	書籍『憲法（第3版）』（抄本）	写し	2017年 4月30日	渋谷秀樹	同性間の婚姻に関する憲法学説の内容。 渋谷教授が「同性間の婚姻あるいは婚姻に準ずる関係（パートナー）を認める国が増加し、従来の社会通念の根本的な見直しを迫っている」（463頁）などと指摘していること。
甲A 250	論文「〔座談会〕憲法を使いこなす」 Law and practice 9号	写し	2015年 5月	長谷部恭男＝ 木村草太	同性間の婚姻に関する憲法学説の内容。 長谷部教授が「典型的な家族というのはどういうものかという点については24条は一定の想定をおいているかもしれませんが、典型的でない家族像を否定しているかどうか、ということについては24条はそれほど強い観念を持っていないという理論も、私は十分にありえるとおもいますけどね」（19頁）などと論じていること。
甲A 251	書籍『新版注釈民法 (22)親族(2)』（抄本）	写し	2008年 12月25日	島津一郎・阿部徹編	明治民法の起草者（富井政章）が欧米諸国の離婚法には例の少ない協議離婚の規定を設けることに関し、「婚姻ト云フモノハ主トシテ心ノ和合デアル」旨を説明していたことなど。
甲A 252	書籍『親族法』（抄本）	写し	1997年 5月10日	泉久雄	明治民法の起草者（富井政章）が協議離婚の規定に関し、「婚姻ト云フモノハ主トシテ心ノ和合デアル」旨を説明していたこと。 律令制度以来の離婚法では「無子」が棄妻の一事由とされていたこと。
甲A 253	書籍『新版家族法概論〔補訂版〕』（抄本）	写し	2005年 4月25日	有地亨	同上

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 254	「制定当時は想定していなかった同性婚と憲法との関係に関する質問主意書」	写し	2020年 2月4日	衆議院議員初 鹿明博	議員から内閣に対し、「同性婚と憲法の関係について整理し、政府としての見解を明らかにする」ことなどを求める質問がなされたこと。
甲A 255	「衆議院議員初鹿明博君提出制定当時は想定していなかった同性婚と憲法との関係に関する質問に対する答弁書」	写し	2020年 2月14日	内閣	内閣が議員からの質問に対し、「政府としては、現時点において、同性婚の導入について検討していないため、具体的な制度を前提として、それが憲法に適合するか否かの検討も行っていない」と答弁したこと。
甲A 256	論文「地域による取扱いの差異と地方自治」別冊ジュリスト186号『憲法判例百選I〔第5版〕』	写し	2007年 2月28日	安西文雄	地方公共団体が売春の取締について各別に条例を制定する結果その取扱いに差別を生ずることがあっても憲法第14条に違反しないとした最大判最大判昭和33年10月15日は、憲法が各地方公共団体に自治を認め条例制定に関してそれぞれ異なる立場に立つことを容認していること、また、一つの法(条例)の適用範囲内における地域的別異取扱いとは異なり法(条例)の適用範囲内においてマジョリティがマイノリティを差別するという構造が生じないことから、そのような取扱いの差別は平等原則違反の問題を生じないとしたものと解すべきであり、本件にその射程が及ぶものではないこと。
甲A 257	論文「遺族扶助における生活パートナーの排除と一般的平等原則」ドイツ憲法判例研究会『ドイツの憲法判例IV』	写し	2018年 10月30日	井上典之	ドイツ連邦憲法裁判所の判例において、婚姻と、婚姻と比較可能な生活形式との間の別異取扱いは、単に憲法(基本法)上の婚姻の保護という目的を指摘するだけで正当化することはできないとされていること。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 258	「嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会報告書」	写し	2019年 7月	嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会	<p>現行民法の定める法的な親子関係が、生物学的な親子関係を基礎としつつも、常にその探究を優先させるものではなく、特に父子関係については、嫡出推定にせよ認知にせよ婚姻や認知という生物学的な事実以外の要素に依拠した形で父子関係を定めることを原則とし、生物学的な親子関係を問題にする場面を限定していること。</p> <p>生殖に基づく生物学的な親子関係と、家庭の平和や子の利益等の考慮をも含む法的な親子関係の確定の問題とが区別して論じられるべきものであること。</p>